

豊能町在宅高齢者等外出支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、外出が困難な高齢者及び身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいを推進する観点から外出支援を行ない、生活圏の拡大を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は豊能町とし、事業の一部を社会福祉に協力的な法人等に委託して実施することができる。

（事業内容）

第3条 この事業は会員制で実施し、住民相互扶助の観点から運行協力員として登録した送迎ボランティアによって、送迎を希望する会員の外出を支援する。また、事業をより効果的に行うために、送迎ボランティアによる送迎のほか、町の委託を受けたタクシー会社を利用することもできる。

（利用対象者）

第4条 この事業の利用対象者は、豊能町在宅高齢者等外出支援事業の会員登録をしている者（以下「会員」という。）とする。

2 会員は、町内に住所を有し、かつ現に在宅で居住している者で次の各号のいずれかに該当する一般の交通機関や家用自動車での外出が困難な者とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123条）に規定する要支援または要介護の認定を受けている者

（2）身体障害者手帳を有する重度の視覚障害者、脳性まひ者等全身性障害者、療育手帳を有する重度の知的障害者または精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者（児）

（利用の制限）

第5条 この事業における外出支援サービス（以下「サービス」という。）の利用については、生活支援または社会参加を目的としたものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は利用できない。

（1）営利目的、政治活動、宗教活動（墓参りは除く）等に従事するとき

（2）他法による外出支援が受けられるとき

（3）その他、利用の目的が適当でないと認めたとき

（利用の範囲等）

第6条 このサービスの利用できる範囲は町内を原則とし、1回につき30分を限度とする。

（介助者の同乗）

第7条 会員以外の者の乗車は、会員に介助が必要な場合は、これを認める。また、運行協力員

が、必要としたときは介助員を同乗させなければならない。

2 前項において、介助者の乗車に係る利用料相当額は要しないものとする。

(利用日時)

第8条 このサービスを利用できる日時は、次の各号に掲げる日を除く午前8時から午後6時までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月31日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(3) 日曜日（前2号に掲げる日を除く。）

(利用申請等)

第9条 このサービスを利用しようとする者は、利用予定日の15日前までに豊能町在宅高齢者等外出支援事業サービス利用申請書兼誓約書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、豊能町在宅高齢者等外出支援サービス調査票（様式第2号）により利用者の調査を実施し、利用の認否を決定する。

2 前項の決定をしたときは、申請者に対し、豊能町在宅高齢者等外出支援サービス利用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(利用券の支給と利用者負担)

第11条 前条により利用を認められた者（以下「利用者」という。）は、豊能町在宅高齢者等外出支援サービス利用会員登録書（様式第4号）により利用会員として登録し、一月あたり4枚を限度に利用開始月から翌年3月分まで（年度途中において転出等で会員資格の喪失がわかっている者については当該月分まで）の豊能町在宅高齢者等外出支援サービス利用券（様式第5号）（以下「利用券」という。）の給付を受けることができる。このとき、年会費2,000円及び利用券1枚（500円相当）につき200円を負担しなければならない。

2 年度途中で会員資格を喪失した者が、当該年度中に再度会員資格を取得したときの年会費は免除するものとする。

3 第1項に規定する年会費は、会員資格を喪失しても返金しない。また、利用券の負担金については、原則として年度末に未使用の利用券と引き換えに返金するものとする。

(利用の予約及び取り消し)

第12条 利用者がサービスを利用するときは、利用日の前月同日（前月同日が第8条第1号から第3号に規定する日にあたる場合はその前日、また前月同日がない場合は前月末日）から利用日までに、利用の予約をしなければならない。また、利用の予約後、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく、その利用の取り消しを申し出なければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員としての資格を失う。

- (1) 第4条第2項の規定に該当しなくなったとき
- (2) 入院等長期不在となったとき
- (3) 退会の申し出があったとき
- (4) 虚偽その他不正な申請が判明したとき
- (5) 要綱に反する行為があったとき
- (6) 町長が必要と認めるとき

2 利用者またはその代理人は、前項第1号から第3号に該当するときは、遅滞なく町長に豊能町在宅高齢者等外出支援サービス事業利用会員退会願(様式第6号)を提出しなければならない。

3 町長は、第1項第4号から第6号に該当するときは、豊能町在宅高齢者等外出支援サービス事業利用中止通知書(様式第7号)により、当該利用者に通知するものとする。

(補償について)

第14条 事故等の補償については、この事業において加入した保険の範囲内とする。

(関係機関との連携)

第15条 この事業を行なうにあたっては、常に関係機関と十分連携を保ち事業の円滑な運営に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。